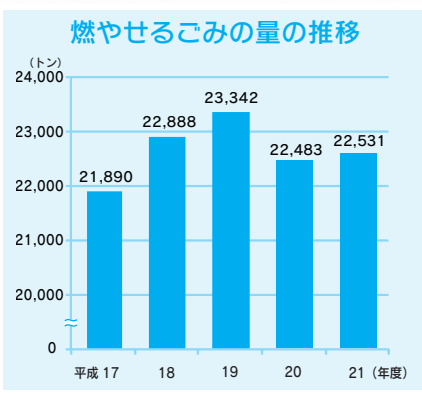




# もったいない! 捨てずに分けて「再利用」



**減らなごみの量**

平成21年度の市の燃やせるごみの量は、22,531トン。平成20年度に一度減少したものの、再び増加傾向にあります。

ごみの処理費用は、市民の皆さん一人ひとりの税金でまかなわれています。

ごみが増え続けられれば、当然ごみ処理にかかる経費が増大することになり、市財政に占めるごみ処理経費の比重も増え、市民サービスにも影響を及ぼすこととなります。

ますます便利で豊かになる私たちの生活。しかし、使い捨て商品や容器が多くなり、ごみの量が増大しています。

ごみの再利用を徹底し、環境に負荷の少ない「循環型社会」を目指しましょう。

◎環境政策課環境衛生係  
☎44-3115

**雑紙ってなに?**

封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類、メモ用紙、名刺、カレンダー、紙製の手提げ袋、トイレレットペーパーの芯などの紙全般を指します。

これらは、リサイクル可能な資源です。そのままごみ袋に入れて、再利用しましょう。

**雑紙の出し方**

使用済の封筒や紙袋を利用し、散らばらないように口を閉じて、雑誌などと一緒に束ねてください(窓付き封筒のビニールやセロハンは取り除いてください)。

家庭から排出される紙は、大きく分けて①新聞・ちらし②段ボール③雑誌・雑紙の3つに分別されます。

新聞・ちらしや段ボールなどは地域のPTAや子ども会などの皆さんに回収をいただいています。現在、一番問題になっているのは、③に当てはまる「雑紙」が燃やせるごみとしてごみ袋に入れられ、捨てられていることです。

**「紙ごみ」を分別して再利用!**

**古紙を回収しています**

**資源集団回収**

市内では、地域の子ども会や祭青年、学校のPTAなどの団体が資源集団回収を行っています。詳しくは、お住まいの地区でお尋ねください。

**古紙回収ボックス**

市役所、支所、中遠クリーンセンターでは、古紙回収ボックスを常設しています。回収ルールを守ってご利用ください。

開設時間 午前8時30分～午後5時

市役所の回収ボックス

**リサイクルできない紙もあります**

次のような紙は、再利用できないため、燃やせるごみに出してください。

例 感熱紙(レシート、FAX用紙)、圧着はがき、カーボン紙(宅配便の複写伝票など)、ビニールコーティングされた紙、防水加工された紙(紙コップ、紙皿、ヨーグルトの容器など)、食べ物などで汚れた紙ほか

**プラスチック製容器包装に出せないものもあります**

おもちゃ、文具類、歯ブラシ、CD、CDケース、洗濯ばさみ、スプーン、ストローなどのプラスチック製品は、「革製品・その他プラスチック・スポンジ等」の分類に出してください。

**プラスチック製容器包装に出せないものもあります**

中身を使い切って、汚れや固形物は、布や紙で拭き取るか、水で軽くすすいでください。

収集場所では、袋などから出して、収集かごに入れてください。

**プラスチック製容器包装の分別にご協力を**

**プラスチック製容器包装ってなに?**

主に食料品や日用品を購入した時に使われている、プラスチック製の容器や包装です。

例 生鮮食品などのトレイ、シャンプー・洗剤・調味料などのボトル、マヨネーズの容器、歯磨き粉などのチューブ、ペットボトルなどのフタ、菓子類などの袋、食品などを包んでいたラップ、プリンなどのカップ、インスタント食品などの容器、家電製品の発泡スチロール製緩衝材など

プラスチック製容器包装にはこのプラマークが表示されています。

## 野焼きとは

野焼きは、家庭などから出たごみを野外や法の基準を満たしていない簡易焼却炉などで燃やすことです。

一部例外を除いて、野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金または、その両方が科せられることもあります。

## なぜ野焼きはダメなのか

野焼きは、大気汚染や悪臭の原因となるほか、燃やすものによっては、人体に悪影響を及ぼす恐れのあるダイオキシンなどの有害物質が発生します。

また、「煙が家に入ってきて気分が悪くなった」「窓が開けられない」「ベランダで干していた洗濯物が、すすで汚れた」など、生活する上でも周辺に迷惑の掛かる行為

## 野焼きが例外的に認められる場合

◇次の野焼きは、例外として認められています。

- ①国や地方公共団体がその施設の管理などを行うために必要な廃棄物の焼却（河川管理のため伐採した草木の焼却など）
- ②震災、風水害、火災、凍霜害そのほかの災害の予防や応急対策、復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗慣習上または、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼きなど）
- ④農業や林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（稲わらの焼却など）
- ⑤日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（たき火やキャンプファイヤーなど）



※例外の場合でも、生活環境への配慮が必要です。周辺住民から苦情が発生した場合は、軽微な焼却とは認められませんので、ご注意ください。

為であり、市役所に寄せられる野焼きの苦情も年々増加しています。

市民が快適に暮らせる生活環境を保つため、また、豊かな自然環境を守るために、野焼きは絶対にやめましょう。

## 野焼きQ&A

**Q?** ドラム缶の中やコンクリートブロックで囲って燃やせば大丈夫？

**A!** だめです。ドラム缶の中やコンクリートブロックで囲って燃やす行為も、野焼きとして禁止されています。



ドラム缶での焼却

# やめよう！野焼き

ごみの野焼きや不法投棄は法律により禁じられています。身の回りの自然や生活環境を守るため、一人ひとりがマナーを守り、ごみを適切に処理しましょう。◎環境政策課環境衛生係 ☎44-3115

# 不法投棄は犯罪です

## 不法投棄とは

不法投棄は、決められた処理方法によらず「廃棄物（ごみ）をみだりに捨てること」をいいます。道路や山林、河川敷、空き地などに、家庭ごみや電化製品などの粗大ごみを捨てることはもちろん、タバコの吸い殻のポイ捨ても不法投棄にあたります。

不法投棄は重大な犯罪で、法律により5年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金、もしくはその両方が科せられることもあります。

## 見掛けたら通報を

不法投棄の現場を見掛けたら、捨てている人物の特徴や車の色・ナンバープレート、投棄場所、捨てたものなどを市環境政策課や警田警察署（☎3710110）へ連絡してください。連絡は、不法投棄された後でもかまいません。

## 不法投棄Q&A

**Q?** 路上にずっと自転車が放置されているのですが…

**A!** 警田警察署または、お近くの交番へご連絡ください。防犯登録や盗難被害届などを確認し、必要に応じ処分します。

## 地域の目が一番の対策です

不法投棄防止対策として、市では、監視用のカメラを設置したり、定期的に不法投棄防止のためのパトロールや回収を行っているほか、24人の市環境美化指導員に地区内を巡回してもらったりなど、様々な対策を行っています。地域の一員として、皆さんの監視の目を光らせてくれることです。

地域での監視や市役所・警察などへの通報など、不法投棄の防止に向けた協力をお願いします。

## みんなで守ろう。ごみ出しルール

◇家庭から出るごみのうち、燃やせるごみは週2回、資源ごみ・埋立ごみは月2回、自治会ごとに設置された集積所で回収しています。しかしながら、ごみ出しの時間が守られていなかったり、収集できないものが出されたり、分別されていなかったりと、自治会では対応に非常に苦慮しています。

◇市では、ごみの出し方について説明する「袋井市ごみの出し方ガイド」を各家庭に配布しています。

◇一人ひとりがルールを守り、気持ち良い生活が送れる環境を作っていきましょう。

